

37. 生物多様性保全推進支援事業

平成30年度予算案額：
95百万円

概要

地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。

●対象者

- 1はメニュー①～④については地域住民、NPO法人、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される地域生物多様性協議会等(ただし、協議会に関しては、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること)
- メニュー⑤については地方公共団体
- 2は動物園・植物園・水族館等
- 3は地方公共団体・NPO法人・民間企業等(NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)

●対象事業

- 1 生物多様性保全推進支援事業
 - 下記メニュー①～⑤のいずれか一つ以上に該当する活動
 - ①特定外来生物防除対策
 - 外来生物法に基づく特定外来生物の対策
 - ②生物多様性保護地域保全再生
 - 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法など法律等で指定された保護地域における保全再生
 - ③広域連携生態系ネットワーク構築
 - 生物多様性地域連携促進法又は自然再生法における法定計画に基づき進められる生態系ネットワークの構築、これらの法定計画の策定
 - ④国内希少野生動植物種等対策
 - (H29までに採択された事業のみ)
 - ⑤地域民間連携促進事業
 - 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん(企業と地域・NPO法人等とのマッチングを含む)、専門家の紹介等の取組
- 2 国内希少野生動植物種生息域外保全
 - 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が取り組む種の保存に資する飼育・繁殖
- 3 国内希少野生動植物種保全対策事業
 - 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や民間団体が取り組む分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動

●支援内容

- 1は1/2以内
- 2は1種あたり事業費2,000千円を上限とする定額補助(予定)
- 3は事業費 計画検討:2,500千円 生息環境改善等:1,500千円を上限とする定額補助(予定)
 - ※1事業当たりの事業実施期間は、1は原則2年間、2及び3は原則3年間以内
 - ※1において、継続の必要性が認められる場合は1年間の延伸可能

●事業イメージ

生物多様性保全推進支援事業

平成30年度予算(案)
95百万円(75百万円)

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援【継続】

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

- ①外来生物対策
- ②重要地域の保全・再生
- ③生態系ネットワークの構築
- ④国内希少野生動植物種等対策 (H29までに採択された事業のみ)
- ⑤地域・民間の連携促進活動への支援

2. 動植物園等による生息域外保全の支援【追加】

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組を支援する

- ※1 改正法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援する
- ※2 飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援する

3. 国内希少種の保全活動への支援【強化】

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援する

- ※1 2020年までに新たに約300種の国内希少種を、2030年までに特定第二種を含めて約300種を新たに指定予定
- ※2 分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動を対象とする
- ※3 複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援する

事業内容

国 → 交付金(交付割合) → 活動団体

交付割合: 右表の通り

交付対象事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的の活動

1. 生物多様性保全推進支援事業【継続】
- ①特定外来生物防除対策、②重要生物多様性保護地域保全再生、③広域連携生態系ネットワーク構築、④国内希少野生動植物種等対策
- ⑤地域民間連携促進活動
2. 国内希少野生動植物種生息域外保全【追加】
3. 国内希少野生動植物種保全対策事業【強化】

交付対象者・交付割合

交付対象者		交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会(地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成) ⑤地方公共団体	1/2以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助(1種につき上限2,000千円)(予定)
3	地方公共団体・NPO法人・民間企業等(NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)	定額補助(分布状況調査及び保全計画検討:上限2,500千円、生息環境改善等:上限1,500千円)(予定)

○問い合わせ先 : 近畿地方環境事務所 国立公園課
 電話 06-4792-0705 FAX 06-4790-2800
 環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室
 電話 03-5521-8271 FAX 03-3595-1716